

浜岡地域原子力防災協議会及び作業部会の体制について

1. 概要

道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所が所在する地域毎に「地域原子力防災協議会」が設置された。

浜岡地域については、浜岡地域原子力防災協議会・作業部会において、当面の課題である浜岡地域の広域避難計画策定に向け、静岡県周辺 12 都県との協議を支援しているところである。今後も引き続き、静岡県の浜岡地域広域避難計画及び関係市町の広域避難計画策定の支援を行うとともに、川内地域や伊方地域と同様に、浜岡地域原子力防災協議会において、緊急時対応の確認項目に準じた確認を実施する必要がある。

これまでの検討状況¹

- 第 1 回浜岡地域ワーキングチーム [平成 25 年 11 月 22 日]
 - ・ 共通課題の対応方針について
- 第 2 回浜岡地域ワーキングチーム [平成 26 年 2 月 4 日]
 - ・ 原子力防災会議を中心とした地域防災計画・避難計画の充実に向けた支援取組について
 - ・ 静岡県が検討中の避難計画案（たたき台）について
- 「浜岡原子力発電所にかかる広域避難計画の策定方針及び避難者受入れに当たっての留意点」についての調整 [平成 26 年 3 月～5 月]
- 第 3 回浜岡地域ワーキングチーム [平成 26 年 5 月 14 日]
 - ・ 浜岡エリア避難住民受入れ可能数調査に係る協力依頼
- 浜岡地域ワーキングチームの検討における避難者受入れ数について（照会）
（内閣府浜岡地域ワーキングチーム事務局）発出 [平成 26 年 5 月 26 日]
- 第 4 回浜岡地域ワーキングチーム [平成 26 年 10 月 28 日及び平成 26 年 12 月 1 日]
 - ・ 受入れ可能数照会結果の報告
- 静岡県及び関係市町による受入れ都県との個別協議 [平成 26 年 11 月より継続実施]
 - ・ 必要に応じ、内閣府も受入れ都県の市町村説明会等に参加
- 第 5 回浜岡地域ワーキングチーム [平成 27 年 3 月 12 日]
 - ・ 個別協議の進捗報告
- 第 1 回浜岡地域原子力防災協議会作業部会 [平成 27 年 6 月 15 日]
 - ・ 協議会・作業部会の体制の説明
 - ・ 個別協議の進捗報告、今後のスケジュール報告

¹ 平成 27 年 3 月 20 日より、これまで各地域に設置していたワーキングチームを地域原子力防災協議会に変更。

2. 浜岡地域原子力防災協議会

「地域原子力防災協議会の設置について」（平成 27 年 3 月 20 日内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）に記載された下記の構成員を基本として、別途、浜岡地域原子力防災協議会の構成員を設定する。

地域原子力防災協議会 構成員

| | |
|--------|-----------------------------|
| 内閣府 | 政策統括官（原子力防災担当） |
| 原子力規制庁 | 長官官房核物質・放射線総括審議官 |
| 内閣官房 | 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付危機管理審議官 |
| 内閣府 | 大臣官房審議官（防災担当） |
| 警察庁 | 長官官房審議官 |
| 総務省 | 大臣官房総括審議官 |
| 消防庁 | 国民保護・防災部長 |
| 文部科学省 | 大臣官房審議官（研究開発局担当） |
| 厚生労働省 | 大臣官房技術総括審議官 |
| 農林水産省 | 大臣官房技術総括審議官 |
| 経済産業省 | 大臣官房審議官（エネルギー・環境担当） |
| 国土交通省 | 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 |
| 海上保安庁 | 総務部参事官（警備救難部担当） |
| 環境省 | 大臣官房審議官 |
| 防衛省 | 大臣官房審議官 |
| 関係道府県 | 副知事 |

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にあるものとする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

3. 浜岡地域原子力防災協議会作業部会

「地域原子力防災協議会の設置について」では、地域原子力防災協議会の構成員を補佐するため、作業部会を置くこととし、その基本構成は、地域毎の課題や事情に応じて柔軟に設定する作業部会の体制を以下のとおり記載している。

上記の考え方にに基づき、浜岡地域原子力防災協議会作業部会については、浜岡地域の現状の課題を踏まえ、当面、以下の2点について検討を進める。

- ①周辺都県との避難計画の調整に係る課題の検討
- ②地域防災計画・避難計画の充実化に向けた県内関係機関との調整に係る課題の検討

表1 浜岡地域原子力防災協議会作業部会の検討テーマ及び体制

| ①周辺都県との避難計画の調整に係る課題の検討 | |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構成員 | 静岡県原子力安全対策課 経済産業省資源エネルギー庁 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、監視情報課 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 浜岡原子力規制事務所 |
| オブザーバー | 12都県（群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、岐阜県、富山県、石川県、福井県） |
| 主な検討事項 | 静岡県・関係市町の避難計画策定に向けた、受入れ都県・市町村との調整 |
| ②地域防災計画・避難計画の充実化に向けた県内関係機関との調整に係る課題の検討 | |
| 構成員 | 静岡県原子力安全対策課、原子力災害避難計画策定庁内連絡会構成員 静岡県警察本部警備部災害対策課、交通部交通規制課 陸上自衛隊東部方面総監部防衛部防衛課、第1師団司令部第3部防衛班 海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部警備救難課 経済産業省資源エネルギー庁 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、監視情報課 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 浜岡原子力規制事務所 |
| オブザーバー | 中部電力株式会社 中日本高速道路株式会社 |
| 主な検討事項 | 避難計画の具体化、緊急時対応の取りまとめに向けた検討 |

※今後、必要に応じてテーマ毎の分科会を設置。

浜岡地域原子力災害広域避難計画の策定状況

静岡県危機管理部原子力安全対策課

1 概要

静岡県及び関係 11 市町の地域防災計画（原子力災害対策の巻、原子力災害対策編）に基づき、浜岡原子力発電所における原子力災害を想定した広域避難計画（以下「浜岡地域原子力災害広域避難計画」という。）について、地域原子力防災協議会（事務局：内閣府）の支援、周辺都県の協力の下、静岡県、関係市町が連携し、策定に取り組んでいる。

2 策定方針

- ① 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）にかかる 11 市町の住民を避難計画の対象とする。（平成 26 年 4 月 1 日現在の 11 市町の人口は約 94.6 万人）
- ② 大規模地震との複合災害も考慮し、避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。
- ③ 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは静岡県内市町、加えて隣接県や東海地方の県に避難先を確保する。
- ④ 大規模地震との複合災害時などで③の避難先に避難できない場合に備え、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保する。
- ⑤ 実際の避難の際には、原子力災害の状況（避難対象範囲、人数を含む）や地震・津波の被災状況等を踏まえ、避難先に受入れ可能かどうかを確認した上で、避難を実施するものとする。

3 避難先の確保

（1）県内の避難先の確保

平成 25 年度に照会した県内市町の避難者の受入可能数を踏まえ、県と避難元市町とで避難先を検討し、県内の市町と避難者受入れの協議を進めており、概ね避難先が固まっている。

（2）県外の避難先の確保

- ① 平成 25 年度から、個別、又は内閣府が設置した浜岡地域ワーキングチーム※を通じ周辺都県と協議を重ね、避難者受入れ留意点等を設定し、内閣府から避難者受入可能人数を照会した。

※ 平成 25 年 9 月から、内閣府が原子力発電所の所在する地域毎にワーキングチームを設置し、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援している。ワーキングチームは、平成 27 年 3 月に「地域原子力防災協議会」に改組した。

- ② 都県の避難者受入可能数を踏まえ、県と関係 11 市町で避難先を検討し、各都県と避難者受入の協議を進めている。

4 避難退域時検査場所の確保

避難には、避難者の放射性物質の汚染検査や除染を実施する「避難退域時検査場所」の設置が不可欠であり、候補地の確保に向けて県内市町、関係機関と協議を行っている。

5 浜岡地域原子力災害広域避難計画の構成と内容

浜岡地域原子力災害広域避難計画は、以下の構成とする予定であり、現時点で検討を進めている具体的な内容は「別添 浜岡地域原子力災害広域避難計画の内容」のとおりである。

- (1) 総則
- (2) 防護措置の判断基準とその内容
- (3) 避難の単位
- (4) 避難先
- (5) 避難経路
- (6) 避難手段
- (7) 避難退域時検査及び除染
- (8) 安定ヨウ素剤の配布・服用
- (9) 要配慮者の防護措置

別添 浜岡地域原子力災害広域避難計画の内容

1 総 則

(1) 目 的

本計画は、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻第2章第8節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民避難等の防護措置を円滑に実施するため、防護措置の種類、避難先・避難経路、避難手段等について定めるものである。

なお、防護措置の実施体制や通信連絡に関することについては、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻【静岡県防災会議】、原子力緊急事態等現地対応マニュアル（浜岡オフサイトセンター）【原子力規制庁浜岡原子力規制事務所】、静岡県原子力災害対策（警戒）本部運営要領【静岡県】等による。

(2) 発電所の概要

① 所在地

静岡県御前崎市佐倉5561

② 現況（平成27年4月1日現在） 表1のとおり

表1 浜岡原子力発電所の現況

| 区 分 | 1 号 機 | 2 号 機 | 3 号 機 | 4 号 機 | 5 号 機 | 備 考 |
|------------------|----------------|-----------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|---------|
| 運 転 状 況 | 廃止措置中 | | 施設定期検査 中（平成22年 11月29日～） | 施設定期検査 中（平成24年 1月25日～） | 施設定期検査 中（平成24年 3月22日～） | |
| 定格電気出力 | 54万kW | 84万kW | 110万kW | 113.7万kW | 138万kW | |
| 営 業 運 転 開 始 日 | 昭和51年 3月17日 | 昭和53年 11月29日 | 昭和62年 8月28日 | 平成5年 9月3日 | 平成17年 1月18日 | |
| 使用済燃料プ ール貯蔵容量 | 0体 | 0体 | 3,134体 | 3,120体 | 3,696体 | 計9,950体 |
| 使用済燃料 保管体数※ | 0体 | 0体 | 2,060体 (764体) | 1,977体 (764体) | 2,527体 (872体) | 計8,964体 |
| 運 転 終 了 日 | 平成21年1月30日 | | | | | |

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数(外数)。

合計8,964体（うち使用済6,564体）。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

(3) 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域は、発電所から5km及び31kmを目安とし、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）により定めている。区域の種類及び範囲は表2及び図1のとおり。（以下、区域に係る11市町を「避難元市町」という。）

表2 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

| 区域の種類 | 区域の範囲 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| PAZ（予防的防護措置を準備する区域） | 御前崎市の全域 牧之原市の一部 |
| UPZ（緊急時防護措置を準備する区域） | 牧之原市のPAZの範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部 |

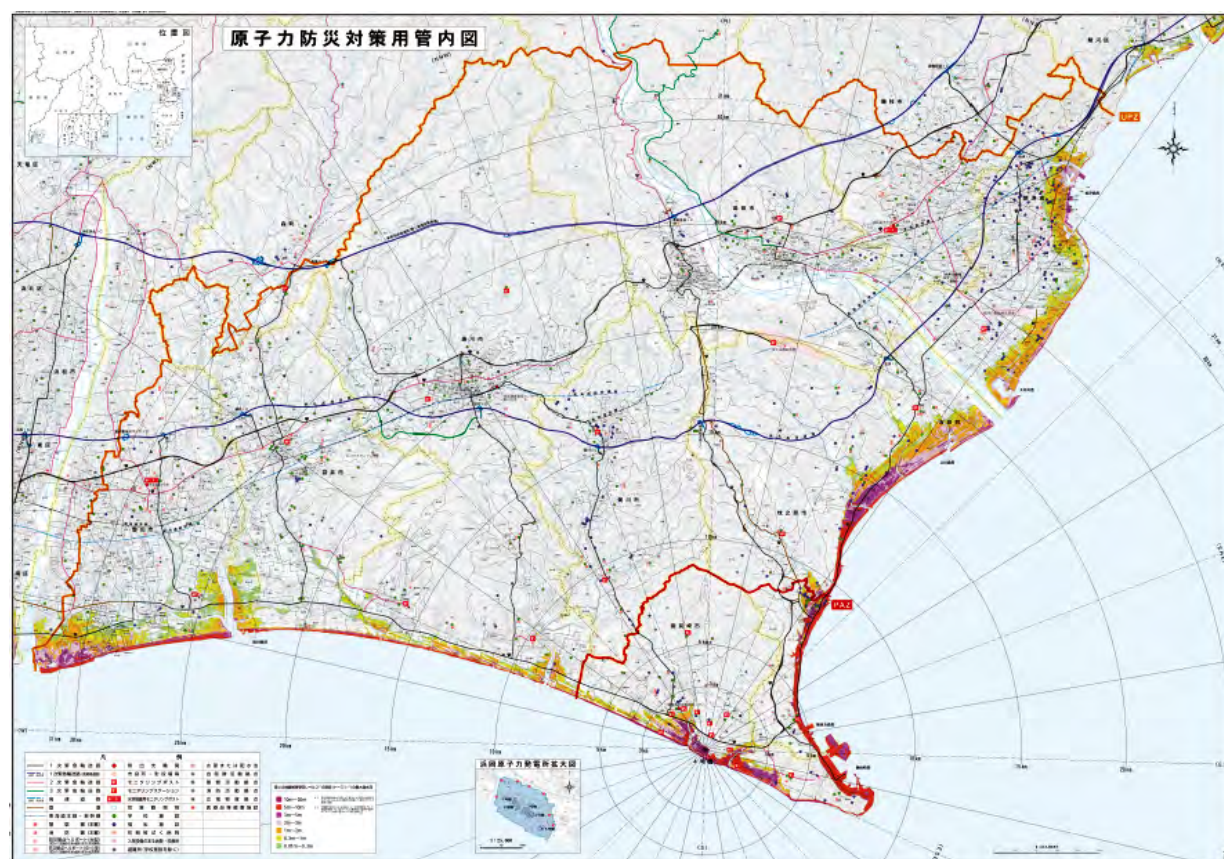


図1 原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）

参考として、表3に発電所周辺地域の距離別・市町別の人口、表4に距離別・方位別の人口を示す。

表3 浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・市町別の人口（平成26年4月1日現在）

| 市町名 | PAZ圏内 | PAZ + UPZ 圏内 | | | 11市町総人口 |
|------|-----------|--------------|------------|------------|---------|
| | (概ね0～5km) | (概ね0～10km) | (概ね0～20km) | (概ね0～31km) | |
| 御前崎市 | 34,273 | 34,273 | 34,273 | 34,273 | 34,273 |
| 牧之原市 | 14,061 | 18,459 | 48,097 | 48,097 | 48,097 |
| 掛川市 | — | 9,896 | 55,753 | 117,865 | 117,865 |
| 菊川市 | — | 12,344 | 47,693 | 47,693 | 47,693 |
| 吉田町 | — | — | 28,707 | 29,916 | 29,916 |
| 袋井市 | — | — | 6,376 | 86,927 | 86,927 |
| 島田市 | — | — | 5,666 | 95,266 | 101,159 |
| 磐田市 | — | — | — | 125,974 | 170,754 |
| 焼津市 | — | — | — | 143,564 | 143,564 |
| 藤枝市 | — | — | — | 110,137 | 146,459 |
| 森町 | — | — | — | 3,631 | 19,404 |
| 合計 | 48,334 | 74,972 | 226,565 | 843,343 | 946,111 |

表4 浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・方位別の人口（平成26年4月1日現在）

| 方位名 | PAZ圏内 | UPZ 圏内 | | | PAZ+UPZ圏内 |
|-----|-----------|------------|-------------|-------------|------------|
| | (概ね0～5km) | (概ね5～10km) | (概ね10～20km) | (概ね20～31km) | (概ね0～31km) |
| 東南東 | 9,288 | — | — | — | 9,288 |
| 東 | 3,358 | — | — | — | 3,358 |
| 東北東 | 5,144 | — | — | — | 5,144 |
| 北東 | 7,454 | — | — | 25,768 | 33,222 |
| 北北東 | 4,155 | 2,184 | 55,327 | 251,958 | 313,624 |
| 北 | 3,088 | 3,716 | 12,256 | 66,227 | 85,287 |
| 北北西 | 12,351 | 7,779 | 41,668 | 24,718 | 86,516 |
| 北西 | 3,496 | 6,160 | 23,344 | 92,317 | 125,317 |
| 西北西 | — | 6,799 | 18,826 | 151,076 | 176,701 |
| 西 | — | — | — | 4,897 | 4,897 |
| 合計 | 48,334 | 26,638 | 151,421 | 616,961 | 843,354 |

2 防護措置の判断基準とその内容

避難等の防護措置は、原子力災害対策指針（平成 27 年 4 月 22 日全部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、避難元市町、事業者が連携し実施する。防護措置の判断基準とその内容は表 5 のとおりである。

表 5 防護措置の判断基準とその内容

| 防護措置の判断基準 | | 防護措置の内容 | |
|---------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------|
| | | PAZ | UPZ |
| ※1 EAL に基づく 防護措置 | 警戒事態 | 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 | — |
| | 施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法※3 10 条)) | 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 住民等※4の避難準備 | 住民等の屋内退避準備 |
| | 全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時(原災法 15 条)) | 住民等の避難実施(一斉) | 住民等の屋内退避 |
| ※2 OIL に基づく 防護措置 | OIL 1 500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) | — | 基準に該当した区域の住民等の避難 (数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1 日を目安)避難を実施) |
| | OIL 2 20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率) | — | 基準に該当した区域の住民等の一時移転 (1 日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施) |

※ 1 EAL：緊急時活動レベル

※ 2 OIL：運用上の介入レベル

※ 3 原災法：原子力災害対策特別措置法

※ 4 住民等：当該区域の住民及び旅行者など当該区域に存在する全ての人

3 避難の単位

〇 I Lに基づく避難を実施する範囲を迅速に決定するため、及び円滑な多段階避難を実施するため、県と避難元市町が連携し、UPZに係る市町内に避難の実施単位を設定する。(設定後は、別図表として示す。)

4 避難先

(1) 避難元市町毎の避難先

避難元市町毎の避難先を表6のとおり定める。なお、避難元市町の自治区等毎の避難先は、避難元市町の避難計画において定めるものとする。

避難の際には、静岡県が、県内市町及び避難先(1)に示す県に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

大規模地震等により、避難先(1)に係る県、市町村が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入が困難な場合には、避難先(2)に示す都県に受入の可否を確認のうえ、避難を行う。

なお、避難先(1)、(2)とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入支援調整を要請する。

表6 避難元市町毎の避難先

(避難先に係る協議の進捗により、本表の内容を変更する場合がある。)

| 避難元 ^{※1} | 避難先(1) (原子力災害が単独で発生した場合等) | 避難先(2) (大規模地震との複合災害時などで避難先(1)に避難できない場合) |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 御前崎市 34,273人 (全域PAZ) | 静岡県内(浜松市) | 県外 ^{※2} (関東甲信地方) |
| 吉田町 29,927人 (全域UPZ) | 静岡県内(静岡市、富士宮市) | |
| 島田市 101,159人 (UPZ 95,266人) | 静岡県内(静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町) | |
| 牧之原市 48,097人 (PAZ 14,061人 UPZ 34,036人) | 県外 ^{※2} (関東甲信地方) | |
| 藤枝市 146,459人 (UPZ 110,137人) | 静岡県内(三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市)及び県外 ^{※2} (関東甲信地方)を候補として2市の避難先について調整中 | |
| 焼津市 143,564人 (全域UPZ) | | |
| 菊川市 47,693人 (全域UPZ) | 静岡県内(浜松市、湖西市)、 県外 ^{※2} (東海地方) | 県外 ^{※2} (北陸地方) |
| 掛川市 117,865人 (全域UPZ) | 県外 ^{※2} (東海地方) | |
| 袋井市 86,927人 (全域UPZ) | | |
| 磐田市 170,754人 (UPZ 125,974人) | | |
| 森町 19,404人 (UPZ 3,631人) | 静岡県内(森町内) | 静岡県内(森町内) |
| 計 946,122人 (UPZ 843,354) | | |

※1 人口は平成26年4月1日現在

※2 県外の避難先については、東海地方の県(愛知県、岐阜県、三重県)、北陸地方の県(富山県、石川県、福井県)、関東甲信地方の都県(群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)と協議中

(2) 避難先に示している留意点

避難者の受入れの協議にあたって、周辺都県、市町村に対し、以下の留意点を提示している。

- ① 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。
- ② 原則として、学校については体育館のみとし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先として除外することができる。
- ③ 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- ④ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとするが、できる限り速やかに避難元市町に引き継ぐものとする。
- ⑤ 避難退域時検査及び除染、又は汚染していないことの証明は、静岡県内で行うものとする。
- ⑥ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先都県、避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3m²（有効面積）を目安とする。
- ⑦ 食料や資機材については、原則、避難元で準備する（避難者が調達する、避難元市町が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄をしていただくことはない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先市町村に協力いただいた場合、避難元で費用の負担をするものとする（原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

5 避難経路

(1) 主な避難経路

避難元から避難先への主な避難経路は、原則、別表1のとおりとする。ただし、道路の状況（地震等の被害、交通規制の状況等）を考慮し、関係機関が調整の上、決定するものとする。

(2) 避難元市町内の避難経路

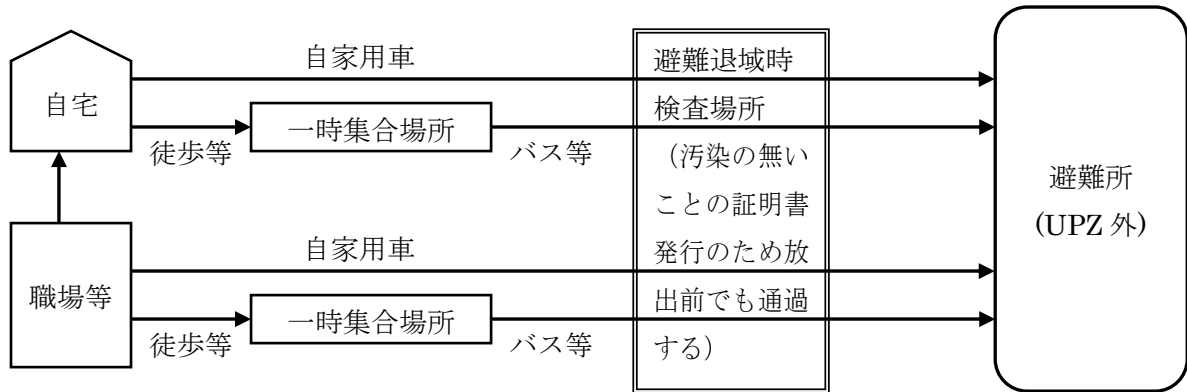
避難元市町内の避難経路は、バス等による避難のための一時集合場所とともに、避難元市町の避難計画において設定するものとする。

6 避難手段

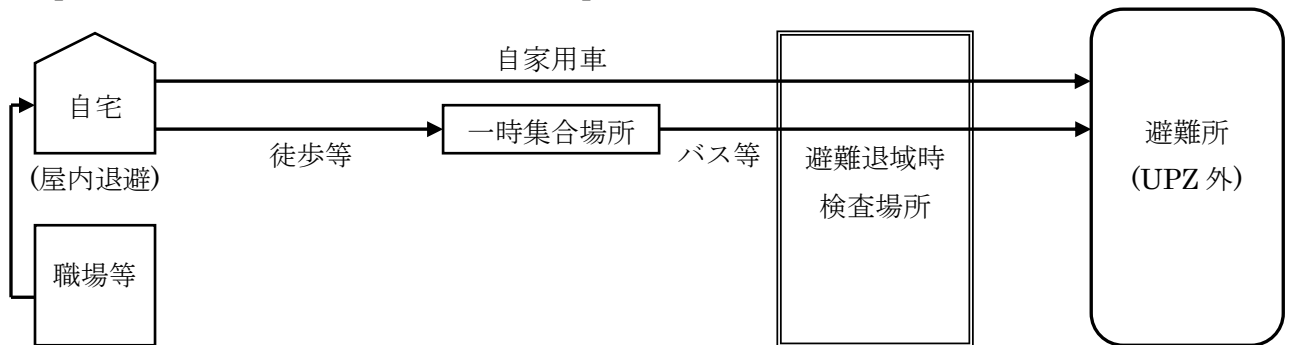
避難手段は、原則、自家用車とし、また、要配慮者や自家用車を持たない世帯等に対応するため、あるいは避難時間短縮等のため、バス等を使用する。

国、県及び避難元市町は、輸送関係機関と協議し、避難手段の確保に努める。

【避難フロー（PAZ圏内）（基本例）】



【避難フロー（UPZ圏内）（基本例）】



7 避難退域時検査及び除染

(1) 検査場所

避難退域時検査及び除染は、UPZ外の静岡県内で実施する。避難者の人数や避難ルートを検討し、UPZ外の東側、西側それぞれ5箇所以上、計10箇所以上の検査場所を確保する。(現在、県有施設の使用について県関係部局と協議するとともに、UPZの周辺市、関係機関等と施設の使用について協議中。確定後は、施設名、管理者、住所を一覧表に記載する。)

(2) 実施方法

「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(平成27年3月31日):原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課」に準拠し、GMサーベイメーター、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し汚染検査を実施する。検査の基準値(OIL4)を超えた場合、簡易除染を行い基準値未満となったことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書を発行する。

8 安定ヨウ素剤の配布・服用

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用するものとする。

(1) PAZ圏内

PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素

剤の服用について国又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、3歳未満の乳幼児及び当該乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

(2) UPZ圏内

UPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、国又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

9 要配慮者等の防護措置

(1) 病院の入院患者の防護措置

①PAZ内の病院

警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、患者の避難の準備（避難先の確保、症例に適した避難手段の判断、避難手段の確保など）を始める。

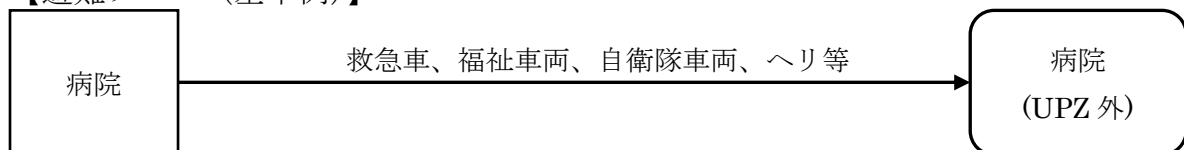
施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、患者の避難を実施する。

なお、放射線防護対策を実施した施設は表7のとおり。

表7 放射線防護施設（病院）

| 施設名 | 施設管理者 | 住所 | 備考 |
|---------|-------|--------------|----|
| 御前崎総合病院 | 御前崎市 | 御前崎市池新田 2060 | |

【避難フロー（基本例）】

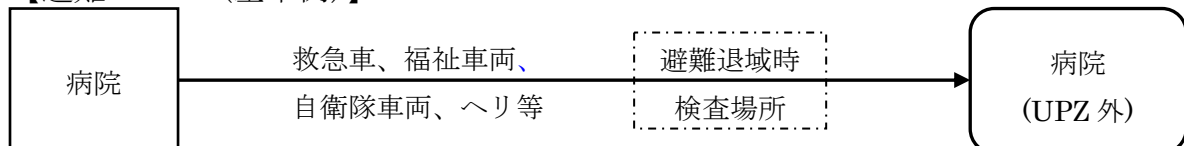


②UPZ内の病院

全面緊急事態となり、屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、避難の準備（症例に適した避難手段の判断、避難手段の確保等。）を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、患者の避難を実施する。

【避難フロー（基本例）】



(2) 社会福祉施設の入所者の防護措置

① P A Z 内の施設

警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、入所者の避難の準備（避難先の確保、入所者個々に適した避難手段の判断、避難手段の確保など）を始める。

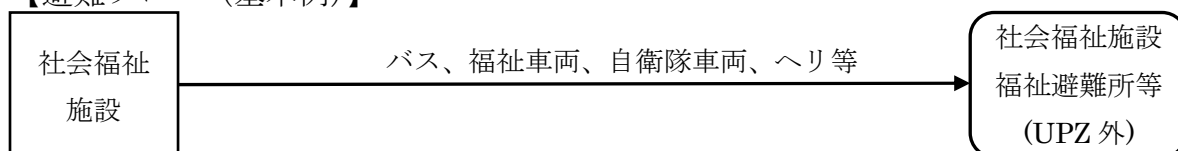
施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

なお、放射線防護対策を実施した施設は表 8 のとおり。

表 8 放射線防護施設（社会福祉施設）

| 施設名 | 施設管理者 | 住所 | 備考 |
|-------|--------------|---------------|----|
| 東海清風園 | 社会福祉法人賛育会 | 御前崎市池新田 4094 | |
| 灯光園 | 社会福祉法人御前崎厚生会 | 御前崎市御前崎 35-37 | |

【避難フロー（基本例）】

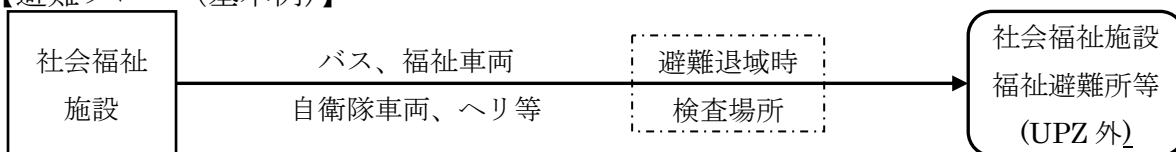


② U P Z 内の施設

全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、避難の準備（避難先の確保、入所者個々に適した避難手段の判断、避難手段の確保など）を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

【避難フロー（基本例）】



(3) 在宅の要配慮者の防護措置

表 6 に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、避難元県及び市町は、必要に応じて、避難先の資機材の整備等必要な配慮を行うものとする。

また、要配慮者等の一時避難場所として、放射線防護対策を実施した施設は、表 9 のとおり。

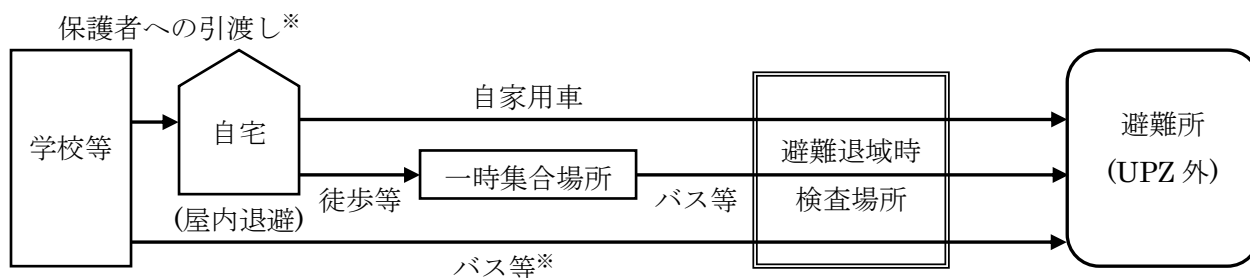
表 9 放射線防護施設（公民館）

| 施設名 | 施設管理者 | 住所 | 備考 |
|-------|-------|-----------------|----|
| 白羽公民館 | 御前崎市 | 御前崎市御前崎 5403-20 | |

(4) 学校等の防護措置

PAZ、UPZそれぞれの防護措置の特徴を勘案し、県が別に定めるマニュアル等により、生徒等が在籍しているときの学校等毎の避難等の防護措置について定めるものとする。

【学校等の避難フロー（PAZ・UPZ共通）（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、市町の指示によりバス等による避難もありうる。

(5) 屋内退避施設等の放射線防護対策

原子力災害時に早期の避難が困難な要配慮者の屋内退避施設や、市町災害拠点施設について、放射性物質の侵入を防護するための設備（窓の気密化、空気中の放射性物質の除去、フィルターの設置等）の設置を進めている。

別表1 主な避難経路

| 避難元市町 | 避難元市町内の主な幹線道路 | 避難退域時 検査場所 | 避難先 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉田町 | 国道 150 号→静岡市内 県道 34 号→東名（吉田 IC） 県道 230 号→東名（吉田 IC） | 静岡市内 | 静岡県内（静岡市、富士宮市） 県外（関東甲信地方） |
| 島田市 | 国道 1 号→静岡市内 国道 473 号→新東名（島田金谷 IC） 県道 81 号→新東名（藤枝岡部 IC） 県道 64 号→新東名（島田金谷 IC） 県道 34 号→東名（吉田 IC） 県道 77 号→川根本町・静岡市 | 静岡市内 | 静岡県内（静岡市、川根本町、 富士市、沼津市、長泉町、清水町、 函南町、伊豆の国市、伊豆市、下 田市、東伊豆町、河津町、松崎町、 西伊豆町、南伊豆町） 県外（関東甲信地方） |
| 牧之原市 | 国道 150 号→東名（吉田 IC）又は静岡市内 国道 473 号→東名（相良牧之原 IC） 県道 235 号→東名（相良牧之原 IC） 県道 233 号→新東名（島田金谷 IC） | 静岡市内 | 県外（関東甲信地方） |
| 藤枝市 | 国道 1 号→静岡市内 県道 81 号→新東名（藤枝岡部 IC） | 静岡市内 | 静岡県内（三島市、裾野市、御殿 場市、小山町、熱海市、伊東市） 県外（関東甲信地方） |
| 焼津市 | 国道 150 号→静岡市内 県道 81 号→東名（焼津 IC） 県道 416 号→東名（焼津 IC） 県道 31 号→東名（焼津 IC） | 静岡市内 | |
| 御前崎市 | 国道 473 号→東名（相良牧之原 IC） 県道 242 号→東名（相良牧之原 IC） 県道 37 号→東名（菊川 IC） | 浜松市内 | 静岡県内（浜松市） 県外（関東甲信地方） |
| 菊川市 | 県道 37 号→東名（菊川 IC） 県道 245 号→東名（菊川 IC） 県道 242 号→東名（相良牧之原 IC） | 浜松市内 | 静岡県内（浜松市、湖西市） 県外（東海地方） 県外（北陸地方） |
| 掛川市 | 国道 1 号→浜松市内 県道 38 号→東名（掛川 IC） 県道 403 号→東名（掛川 IC） 県道 40 号→新東名（森掛川 IC） 国道 150 号→浜松市内 | 浜松市内 | 県外（東海地方） 県外（北陸地方） |
| 袋井市 | 国道 1 号→浜松市内 県道 61 号→浜松市内 県道 41 号→東名（袋井 IC） 県道 257 号→東名（袋井 IC） 県道 58 号→新東名（森掛川 IC） | 浜松市内 | 県外（東海地方） 県外（北陸地方） |

| 避難元市町 | 避難元市町内の主な幹線道路 | 避難退域時 検査場所 | 避難先 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------|
| 袋井市 (前頁の続き) | 県道 279 号→新東名 (遠州森町 SIC) 国道 150 号→浜松市内 | 浜松市内 | 県外 (東海地方) 県外 (北陸地方) |
| 磐田市 | 国道 1 号→浜松市内 県道 43 号→東名 (磐田 IC) 県道 283 号→東名 (磐田 IC) 県道 61 号→浜松市内 県道 284 号→浜松市内 県道 374 号→浜松市内 国道 150 号→浜松市内 | 浜松市内 | 県外 (東海地方) 県外 (北陸地方) |
| 森町 | 県道 40 号 県道 58 号 | 森町内 | 静岡県内 (森町内) |

(参考) 静岡県内 (周辺) の主な幹線道路

| 分類 | 道路名 | 区間 |
|--------------------|---------------------|-------------|
| 原子力災害重点区域 を通る道路 | 東名高速道路 | 愛知県 — 東京都 |
| | 新東名高速道路 | 浜松市 — 御殿場市 |
| | 国道 1 号 | 大阪府 — 東京都 |
| | 国道 150 号 | 浜松市 — 静岡市 |
| | 国道 473 号 | 御前崎市 — 川根本町 |
| 東方の道路 | 国道 52 号 | 静岡市 — 山梨県 |
| | 国道 139 号 | 富士市 — 山梨県 |
| | 国道 138 号 | 御殿場市 — 山梨県 |
| | 国道 246 号 | 沼津市 — 東京都 |
| | 国道 414 号 | 沼津市 — 下田市 |
| | 国道 135 号 | 小田原市 — 下田市 |
| | 国道 136 号 | 三島市 — 下田市 |
| 伊豆縦貫自動車道 | 沼津市 — 下田市 (予定区間を含む) | |
| 西方の道路 | 三遠南信自動車道 | 浜松市 — 愛知県 |
| | 国道 151 号 | 愛知県 — 長野県 |
| | 国道 152 号 | 浜松市 — 長野県 |
| | 国道 362 号 | 静岡市 — 愛知県 |
| | 国道 301 号 | 浜松市 — 愛知県 |
| | 国道 257 号 | 浜松市 — 岐阜県 |

平成 27 年 10 月 9 日

原子力災害避難計画策定庁内連絡会の設置について

静岡県危機管理部原子力安全対策課

1 経緯

平成 25 年 2 月の県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の全面修正以降、関係市町、関係機関、県関係課・機関が連携し、浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害広域避難計画（以下「避難計画」という。）の策定に取り組んできたが、避難先の確保等の避難計画の骨格が固まりつつある中、今後、より効率的に避難計画の検討を進めるため、県の関係課等（以下「関係課」という。）による原子力災害避難計画策定庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を別添の要綱のとおり設置し、検討を進めている。

2 連絡会の概要

(1) 目的

- ・避難計画の策定にあたり生じる複数の関係課に係る課題に、連携して対応し、実効的な計画策定を図る。
- ・主要な課題については、テーマ毎に作業部会を設置し検討する。

(2) 連絡会の構成

- ・出席者は関係課の担当者とする。
- ・連絡会には、全体会と作業部会を置く。

① 全体会

関係課全てが参加する会合とする。

② 作業部会

以下の 3 つの課題について、作業部会を設置する。

| 作業部会名 | 課 題 |
|--------------|------------------------------------------|
| 要配慮者等の避難 | 要配慮者等の避難先・避難手段の確保、施設向けの避難計画作成ガイドラインの作成 等 |
| 避難ルートの確保 | 高速道路の通行、避難路の耐震化 等 |
| 避難退域時検査場所の運営 | 運営体制、運営要領の作成 等 |

なお、今後、必要があれば、作業部会の新規設置や廃止をすることとする。

3 取組状況

- 平成 27 年 7 月 8 日 第 1 回全体会議
 平成 27 年 8 月 4 日 第 1 回要配慮者等の避難作業部会
 平成 27 年 9 月 8 日 第 2 回要配慮者等の避難作業部会
 平成 27 年 9 月 11 日 第 1 回避難退域時検査場所の運営作業部会
 平成 27 年 10 月 15 日 第 1 回避難ルートの確保作業部会（予定）

原子力災害避難計画策定庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県地域防災計画に基づき、浜岡原子力発電所の原子力災害に係る避難計画を策定するにあたり、県関係組織が連携して実効的な避難計画とするため、原子力災害避難計画策定庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 浜岡原子力発電所の原子力災害に係る避難計画策定の調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、原子力安全対策課長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内連絡会は、別表の課等の担当者をもって構成する。

- 2 庁内連絡会に「要配慮者等の避難作業部会」、「避難ルートの確保作業部会」及び「避難退域時検査場所の運営作業部会」を設け、別表の担当者をもって構成する。

(会議)

第4条 庁内連絡会は、原子力安全対策課長が招集する。

- 2 原子力安全対策課長は、第3条に規定する者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 3 第3条に規定する者は、原子力安全対策課長に対して庁内連絡会の開催を求めることができる。

(事務局)

第5条 庁内連絡会の事務局は、危機管理部原子力安全対策課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、原子力安全対策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

別表(第3条関係)

(1) 静岡県

| 部局 | 課 | 全体会 | 要配慮者等の 避難作業部会 | 避難ルートの 確保作業部会 | 避難退域時検査 場所の運営作業 部会 |
|--------|------------------|-----|------------------|------------------|--------------------------|
| 文化・観光部 | 私学振興課 | ○ | ○ | | |
| 健康福祉部 | 政策監付 | ○ | ○ | | |
| | 地域福祉課 | ○ | ○ | | |
| | 長寿政策課 | ○ | ○ | | |
| | 介護保険課 | ○ | ○ | | |
| | 福祉指導課 | ○ | ○ | | |
| | こども未来課 | ○ | ○ | | |
| | こども家庭課 | ○ | ○ | | |
| | 障害者政策課 | ○ | ○ | | |
| | 障害福祉課 | ○ | ○ | | |
| | 医療政策課 | ○ | ○ | | |
| 地域医療課 | ○ | | | ○ | |
| 経済産業部 | 総務監付 | ○ | | | ○ |
| 交通基盤部 | 道路企画課 | ○ | | ○ | |
| | 地域交通課 | ○ | | ○ | |
| | 公園緑地課 | ○ | | | ○ |
| 危機管理部 | 危機政策課 | ○ | | ○ | |
| | 危機情報課 | ○ | ○ | ○ | |
| | 危機対策課 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 原子力安全対策課 (庶務) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 中部危機管理局 | ○ | | ○ | ○ |
| | 西部危機管理局 | ○ | | ○ | ○ |
| | 環境放射線監視センタ ー | ○ | | | |

(2) 静岡県教育委員会

| 部局 | 課 | 全体会 | 要配慮者等の 避難作業部会 | 避難ルートの 確保作業部会 | 避難退域時検査 場所の運営作業 部会 |
|-------|---------|-----|------------------|------------------|--------------------------|
| 教育委員会 | | | | | |
| | 教育総務課 | ○ | ○ | | |
| | 特別支援教育課 | ○ | ○ | | |

要配慮者等の避難作業部会による検討内容について

原子力安全対策課

1 概要

原子力災害避難計画策定庁内連絡会に設けた「要配慮者等の避難作業部会」における検討課題とスケジュールを示す。

2 検討課題

(1) 浜岡地域原子力災害広域避難計画に盛り込む内容

- 避難先の確保に係る方針（案）
 - ・ P A Z 圏内の施設：県、市町、施設が連携して、あらかじめ、避難先を決める。
 - ・ U P Z 圏内の施設：避難元施設と避難先施設のデータベースを構築しておき、災害時に、県が避難元と避難先のマッチングをする。
- 避難手段の確保に係る方針（案）
 - ・ 要配慮者個々に適した搬送手段の判断と割り当て
入院患者、入所者：施設管理者
在宅の要配慮者等：市町
 - ・ 県と協定を締結するなどした輸送関係機関名を記載

(2) 計画の実効性向上のために検討する事項

- 災害対応について
 - ・ 災害時の避難先の確保に係る役割分担と情報の流れ
 - ・ 災害時の避難手段の確保に係る役割分担と情報の流れ
- 県の施設に対する支援内容について
 - ・ 施設向けのガイドライン作成について

3 スケジュール

| 課 題 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | ～ 3 月 |
|------------|-----|-----|------|------|------|-------|
| (1) 計画の検討 | | | | | | |
| ・ 避難先の確保 | | | | → | | |
| ・ 避難手段の確保 | | | | | → | |
| (2) 実効性向上 | | | | | | |
| ・ ガイドライン作成 | | | | | | → |

避難退域時検査場所の運営作業部会による検討内容について

原子力安全対策課

1 概要

原子力災害避難計画策定庁内連絡会に設けた「避難退域時検査場所の運営作業部会」における検討課題とスケジュールを示す。

2 検討課題

(3) 浜岡地域原子力災害広域避難計画に盛り込む内容

○ 検査場所に関する内容

検査場所の概要（位置、施設の種類）と箇所数を示す。なお、施設管理者との協議が成立し、施設立地地域への説明が済めば、施設名の名称、住所等を掲載する。

○ 検査実施に関する内容

以下の内容を検討の上、盛り込む。

- ・ 国の避難退域時検査マニュアルに準拠すること。
- ・ P A Z の避難者については、避難退域時検査場所に寄り、県が発行する汚染のない旨の証明書を受け取ること。
- ・ 避難退域時検査及び簡易除染実施要領（仮称）（検査体制及び検査場所毎の動線計画等を示す。）を県が作成すること。

(4) 計画の実効性向上のために検討する事項

○ 代表的な場所の避難退域時検査及び簡易除染実施要領（仮称）の作成

- ・ 避難退域時検査及び簡易除染に係る体制（人員、資機材）
- ・ 検査場所毎の動線計画、汚染検査や除染場所の配置計画等

3 スケジュール

| 課 題 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | ～3月 |
|----------------|----|-----|-----|-----|-----|
| (3) 検査場所の確保 | | | | | |
| ・ 施設管理者との協議 | | | | → | |
| ・ 検査実施方針 | | | → | | |
| (4) 実効性向上 | | | | | |
| ・ 代表箇所の実施要領の作成 | | | | | → |

避難ルートの確保作業部会による検討内容について（案）

原子力安全対策課

1 概要

原子力災害避難計画策定庁内連絡会に設けた「避難ルートの確保作業部会」における検討課題とスケジュールを示す。

2 検討課題

（5）浜岡地域原子力災害広域避難計画に盛り込む内容

- 避難経路の選定
 - ・ 避難退域時検査場所までの避難経路
 - ・ 避難退域時検査場所から避難先までの避難経路
 - ・ 広域の避難経路（県外及び県内避難先に通じる道路）
 - ・ 広域の避難経路に接続する関係市町の避難経路

（6）計画の実効性向上のために検討する事項

- 耐震化等の状況について
 - ・ 避難経路の耐震化の状況
 - ・ 橋脚の耐震化の状況
- 災害対応について
 - ・ 災害時の避難路の通行可否確認に係る役割分担と情報の流れ
 - ・ 災害時の迂回路の設定と周知に係る役割分担と情報の流れ

3 スケジュール

| 課 題 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | ～ 3 月 |
|---------------------------------|-----|------|------|------|-------|
| (5) 計画の検討 ・ 避難経路の選定 | | | | | |
| (6) 実効性向上 ・ 耐震化の状況 ・ 災害対応 | | | | | |

浜岡地域原子力災害広域避難計画の策定に関する協議会、研究会等の関係（想定）

